

令和6年度第9回福岡市農業委員会総会議事録

1 開催日時及び場所

(1) 日時 令和6年12月10日(火) 開会 午後 2時30分
閉会 午後 3時10分

(2) 場所 福岡市役所 15階 講堂

2 出席委員及び欠席委員氏名・人数

(1) 出席委員

城戸 武稔 高木 智代 柴田 清治 高田 茂美 下司 弘
川嶋 仁 久保 篤美 安河内 弘実 角 徹 笠 康雄
宗 義治 甲斐 諭 中村 美佐子 馬男木 節 袈裟丸 宏二
久保田 喜一

以上 16 名

(2) 欠席委員

牛尾 憲一 奥村 幸一

以上 2 名

3 総会に附した議題及び審議の内容

別紙記載のとおり

4 動議及び提案者の氏名

(1) 動議の内容

なし

(2) 提案者

なし

5 議事録署名人に指名された委員の氏名

久保 篤美 安河内 弘実

6 書記氏名

川口 昌子

7 総会に出席した関係人の氏名

なし

8 農地利用最適化推進委員出席者

宮本 雅秀 長 泰壽 川添 雅秀 曾根寄 裕 城戸 憲一
中村 和久 大神 達雄 坂口 泰三 角 一三 福島 洋一
安永 明弘 西嶋 慎二 菰田 茂孝 三笥 義則 山下 昌昭
薦田 文昭 石田 忠則 大神 伸雄 大神 常夫 三苫 一美
富田 一夫 西 康晴

9 事務局出席者

青木 功 立田 玲子 手嶋 誠二 田島 千加 川口 昌子
若松 弘恵 志藤 伸一 桑野 綾子

議	長	<p>それでは、ただいまより、令和6年度第9回 福岡市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>農業委員18名中16名が出席されており、定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>本日の議事は、議案が13件、報告事項が6件となっております。</p> <p>議事運営につきまして、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>議事に入ります前に、本日の総会の議事録署名人について、「久保 篤美委員」と「安河内 弘実 委員」を指名します。</p> <p style="text-align: center;">案件1 農地に係る事項 議題第1号 「農地法第3条の規定による許可申請」について</p>
議	長	<p>審議事項の議題第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。</p>
農地調整係	長	(議案第1号から第2号について、資料により説明)
西部出張所	長	(議案第3号について、資料により説明)
議	長	<p>ただいま、事務局より説明がありました議案第1号から第3号について、現地調査をされた推進委員にご意見を伺います。</p> <p>議案第1号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>
推進委員		<p>12月3日に、譲受人、同じ担当地区の推進委員と一緒に、現地確認を行いました。申請地は、農振農用地にあります。</p> <p>近所に一戸建ての住宅もありますが、問題ないと思います。</p>
議	長	議案第2号について、担当区域の推進委員をお願いします。
推進委員		<p>譲受人は、今回譲り受ける農地の下に3枚、全部で7枚農地を所有しています。溝掃除などにも、率先して参加しています。</p> <p>経営規模拡大の為の農地取得であり、合計2町程度の農地を所有することになります。所有者は70歳代ですが、後継者もいるので問題ないと思います。</p>
議	長	議案第3号について、担当区域の推進委員をお願いします。

推 進 委 員	<p>今回の農地は、随分前に埋立て・造成をして、現在は畑になっています。以前は人に貸していましたが貸借が終わり、所有者も高齢になったので、贈与に至りました。問題はありません。</p>
議 長	<p>事務局からの説明及び推進委員の意見をお聞きしましたが、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
議 長	<p>それでは、一括して採決を行います。</p> <p>議案第1号から第3号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第1号から第3号は原案どおり可決しました。</p>
<p>議題第2号</p> <p>「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について</p>	
議 長	<p>次に、議題第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。</p>
西 部 出 張 所 長	<p>(議案第4号について、資料により説明)</p>
議 長	<p>ただいま、事務局より説明がありました議案について、現地調査をされた推進委員にご意見を伺います。</p> <p>担当区域の推進委員をお願いします。</p>
推 進 委 員	<p>11月6日に現地を確認しました。</p> <p>置く資材はブロックで囲むということであり、問題はないと思います。</p>
議 長	<p>事務局からの説明及び推進委員の意見をお聞きしましたが、ご意見・ご質問は、ありませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
議 長	<p>それでは、採決を行います。</p> <p>議案第4号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p>

議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第4号は原案どおり可決しました。</p>
	<p style="text-align: center;">議題第3号</p> <p style="text-align: center;">「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について</p>
議 長	<p>次に、議題第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。</p>
農地調整係長	<p>(議案第5号から第6号について、資料により説明)</p>
西部出張所長	<p>(議案第7号から第8号について、資料により説明)</p>
議 長	<p>ただいま、事務局より説明がありました議案第5号から第8号について、現地調査をされた推進委員にご意見を伺います。</p>
推 進 委 員	<p>議案第5号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>
推 進 委 員	<p>11月26日に資料を受け取り、現地確認と農事組合長に話を聞きました。本議案は面積が3,000㎡以上あるため事前審査会が開催され、12月3日に、近隣地区担当の推進委員と出席しました。</p> <p>30tや40tなどの長いトレーラーを引っ張る特殊車両を扱っている会社の駐車場になります。</p> <p>申請地の北側に川があり、2ヶ所井堰があります。事前審査会において、譲受人には申請地内に水路が通っているので、しっかりと守って欲しいと伝えていきます。</p> <p>農事組合長も、誓約書は取っており何かあれば見て点検したいと言っていました。きちんと守ってもらえれば、問題はないと思います。</p>
議 長	<p>議案第6号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>
推 進 委 員	<p>譲受人は、以前は近所の土地を駐車場として使用していました。しかし、数年前にその土地が売却されたため、譲受人は行事がある度に近所の民家の庭先を借りるなどしており、大変運営に困っていました。</p> <p>駐車場まで少し歩く必要はありますが、適した場所が見つかったので、近隣の方も喜んでいきます。問題はありません。</p>

議 長	議案第7号について、担当区域の推進委員お願いします。
推 進 委 員	土地は、伯父と甥による売買です。 区域指定型制度の指定区域内であり、問題はないと思います。
議 長	議案第8号について、担当区域の推進委員お願いします。
推 進 委 員	12月1日に、現地を確認しました。申請地の一部は住宅地に接しており、 周辺の農地に支障を来すことはなく、問題はないと思います。 水利委員にも話を聞きましたが、特に問題はないとのことでした。
議 長	事務局からの説明及び推進委員の意見をお聞きしましたが、ご意見・ご質問は、ありませんか。 (意見・質問なし)
議 長	それでは、採決を行います。 議案第5号から第8号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第5号から第8号は原案どおり可決しました。
議題第4号 「非農地証明の発行」について	
議 長	次に、議題第4号「非農地証明の発行」について、事務局より説明をお願いします。
農地調整係長	(議案第9号について、資料により説明)
西部出張所長	(議案第10号から第13号について、資料により説明)
議 長	ただいま、事務局より説明がありました議案について、現地調査をされた推進委員にご意見を伺います。 議案第9号について、担当区域の推進委員お願いします。
推 進 委 員	12月3日に依頼書を受領し、当日現場調査を行いました。

	<p>所有者死亡後、相続人が売買のため非農地申請を行ったものです。 その後申請者と会って話を聞いたところ、昭和 62 年に家を見て、畑は庭として管理していたそうです。かなり背丈が高い草が生えており、松・梅・榎などの樹木やつつじなどがあり、畑として使用したことは無いそうです。</p>
議 長	<p>議案第 10 号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>
推 進 委 員	<p>12 月 2 日に、現地を確認しました。 農地が民家の一部になっており、非農地としても問題ないと思いました。</p>
議 長	<p>議案第 11 号から第 13 号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>
推 進 委 員	<p>11 号から 13 号の申請者は、高齢の夫婦であり、孫が現況のままで所有してはいけなと考え、非農地申請を申請者に促しました。 11 号の現況は、建物が建っており農地に戻すことは出来ないような状態です。 12 号も、建物が建てられています。 13 号も同様に、敷地の一部として使われています。 3 筆共に、夏に推進委員が行った農地利用状況調査においても、農地としては記載されていませんでした。 12 号及び 13 号も農地に戻すことは不可能であり、非農地判断はやむを得ないと考えています。</p>
議 長	<p>事務局からの説明及び推進委員の意見をお聞きしましたが、ご意見・ご質問は、ありませんか。 (意見・質問なし)</p>
議 長	<p>それでは、採決を行います。 議案第 9 号から第 13 号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 9 号から第 13 号は原案どおり可決しました。</p>
議 長	<p>次に報告事項につきましては、書面による報告とし説明は省略していますが、何かご意見・ご質問はありませんか。</p>

		(意見・質問なし)
		案件2 農政に係る事項 報告第5号 「脇山地区 農地利用最適化推進委員の募集」について
議	長	<p>それでは、案件2の「農政に係る事項」に移ります。</p> <p>報告第5号「脇山地区 農地利用最適化推進委員の募集」について、事務局より説明をお願いします。</p>
総務係	長	(報告第5号について、資料により説明)
議	長	<p>ただいまの事務局からの説明について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
		報告第6号 「福岡市農業委員会事務局規程の一部改正」の会長専決処分について
議	長	<p>それでは、報告第6号「福岡市農業委員会事務局規程の一部改正」の会長専決処分について、事務局より説明をお願いします。</p>
総務係	長	(報告第6号について、資料により説明)
議	長	<p>ただいまの事務局からの説明について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
議	長	<p>その他、ご意見・ご質問等がないようであれば、これで本日予定しておりました議事は全て終了しました。</p> <p>円滑な進行にご協力いただきありがとうございました。</p> <p>それでは、これで、令和6年度第10回福岡市農業委員会総会を閉会します。</p> <p>なお、次回の総会は、1月16日木曜日、14時30分から福岡市役所15階講堂での開催を予定しております。</p>